

NGO・NPOで働く人のための法律勉強会

～共謀罪とは？ NGO・NPO 活動への影響を考える～

さまざまな懸念が曖昧にふされたまま、「共謀罪」の趣旨が盛り込まれた改定組織的犯罪処罰法が7月11日に施行されました。そうしたなか、同法が、NGO・NPOをはじめとする市民セクターへの活動の広がり・発展の妨げとなるような悪影響も懸念されています。

そこで、市民活動、市民運動の視点から、(社福)大阪ボランティア協会、認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ、(一財)アジア・太平洋人権情報センター、(特活)関西NGO協議会、大阪市立大学大学院創造都市研究科都市共生社会研究分野が、「共謀罪」問題に詳しい弁護士の弘川欣絵さんを講師に迎え、「共謀罪」に関するセミナーを共同で開催します。「共謀罪」のポイント(意図と本質)、および市民社会や市民活動への影響、そして市民社会の課題について報告いただきます。

日 時 2017年8月4日(金) 午後6:30～8:30 ※6:15受付

会 場 大阪市立大学大学院 梅田サテライト 105 教室
(大阪駅前第2ビル6階)

講 演 共謀罪とは？ NGO・NPO 活動への影響を考える

講 師：弘川 欣絵さん(弁護士)

プロフィール

2008年弁護士登録。大阪弁護士会人権擁護委員会第6部会(外国人の権利部会)等に所属し、通常の業務の他、外国人の人権に関する事件を取り扱う。RAFIQ(在日難民との共生ネットワーク)共同代表。2016年夏の安保法制の国会審議をきっかけに「明日の自由を守る若手弁護士の会(通称あすわか)」に参加し、70回以上、憲法カフェ(クイズや紙芝居を交えた憲法学習会)や憲法関連の講師を務める、ヒューマンライツ・ナウのビルマチームのメンバーとして、タイ国境のピースローアカデミー(ミャンマー人の学生たちが人権や憲法を学ぶ学校)で日本国憲法の講師を3回務める。

参加費 無料(但し資料代500円)

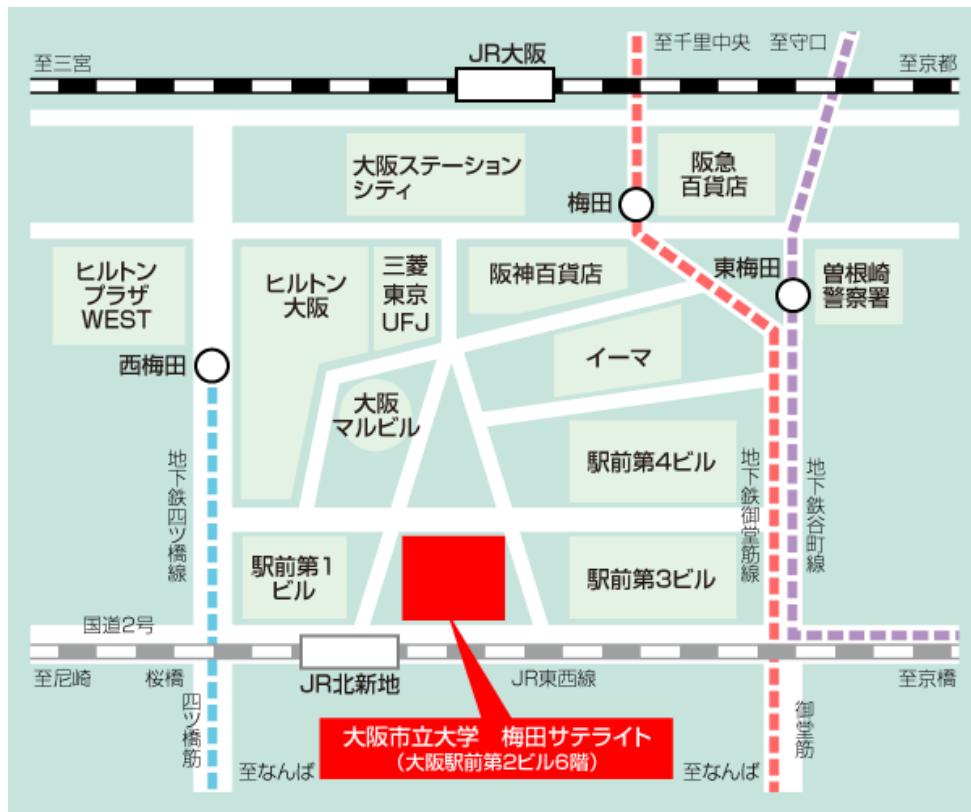
定 員 50名(先着順)

問い合わせ先

関西NGO協議会(高橋)
Eメール：knc@kansaingo.net

【主催】 (特活)関西NGO協議会、(一財)アジア・太平洋人権情報センター
【共催】 (社福)大阪ボランティア協会、認定NPO法人ヒューマンライツ・ナウ
大阪市立大学大学院創造都市研究科都市共生社会研究分野

大阪市立大学大学院 創造都市研究科 梅田サテライトへのアクセス



- JR 東西線「北新地駅」下車、徒歩約 1 分(東改札口直結)
- JR 大阪環状線、東海道線「大阪駅」下車、徒歩約 10 分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」下車、徒歩約 5 分
- 地下鉄谷町線「東梅田駅」下車、徒歩約 10 分
- 地下鉄御堂筋線「梅田駅」下車、徒歩約 10 分
- 阪神電鉄「梅田駅」下車、徒歩約 10 分
- 阪急電鉄「梅田駅」下車、徒歩約 15 分